

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 最終改正 <u>平成 21 年 9 月 29 日 一部改正</u></p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第 1 条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち 2 年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から 2 年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の 10% 以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から 2 年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p> <p>1．基本的引受基準 (1) ～ (6) （略）</p> <p>(7) 技術提供契約等の信用事由(貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第 4 条第 11 号から第 14 号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲は、保険契約の申込時における</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 最終改正 平成 21 年 7 月 6 日 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第 1 条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち 2 年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から 2 年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の 10% 以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から 2 年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p> <p>1．基本的引受基準 (1) ～ (6) （略）</p> <p>(7) 技術提供契約等の信用事由(貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第 4 条第 11 号から第 14 号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲は、保険契約の申込時における</p>	

名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、技術提供契約等の相手方が複数の場合であって、技術提供契約等の相手方が技術提供契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、技術提供契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。

輸出不能の信用事由（約款）第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する技術提供契約等は、次のとおりとする。

イ.名簿区分P及び事故管理区分R以外に格付けされている者を相手方（技術提供契約等の締結の相手方と当該技術提供契約等に係る代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合は、双方の者。以下イ.において同じ。）とする技術提供契約等。（契約金額が500億円以下のものに限る。）ただし、信用事由のうち、約款第4条第11号の事由にあっては、技術提供契約等の相手方が名簿上GS格、GE格、GA格に格付けされている者に限る。

ロ.名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている者を相手方とする技術提供契約等（契約金額が500億円以下のものに限る。）であって、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済されるもの（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下において同じ。）

なお、この場合、ILC取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととな

名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、技術提供契約等の相手方が複数の場合であって、技術提供契約等の相手方が技術提供契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、技術提供契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。

輸出不能の信用事由（約款）第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する技術提供契約等は、次のとおりとする。

イ.名簿区分P及び事故管理区分R以外に格付けされている者を相手方（技術提供契約等の締結の相手方と当該技術提供契約等に係る代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合は、双方の者。以下イ.において同じ。）とする技術提供契約等。（契約金額が500億円以下のものに限る。）ただし、信用事由のうち、約款第4条第11号の事由にあっては、技術提供契約等の相手方が名簿上GS格、GE格、GA格に格付けされている者に限る。

ロ.名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている者を相手方とする技術提供契約等（契約金額が500億円以下のものに限る。）であって、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済されるもの（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下において同じ。）

なお、この場合、ILC取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととな

<p>る。(特約書第3条第5項)</p> <p>八．特約書第3条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した技術提供契約等。</p> <p>代金回収不能の信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。)をてん補する技術提供契約等は、次のとおりとする。</p> <p>イ．名簿上G S格、G A格、G E格又はE E格、若しくはE A格に格付けされている者を代金等の支払人とする技術提供契約等(契約金額が500億円以下のものに限る。)。ただし、当該技術提供契約等の代金等の支払人の格付が、名簿上G S格、G A格、G E格並びにE E格及びE A格以外に変更された以後に技術提供契約等(I L Cにより代金等が決済される場合を除く。)の変更がなされた場合における、増額に係る部分についてはこの限りではない。</p> <p>ロ．I L Cにより代金等が決済される技術提供契約等(契約金額が500億円以下のものに限る。)</p> <p>八．特約書第3条第6項第二号ロに該当するもののうち、契約金額が50億円未満、かつ、ユーザンスが180日以内のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により、又は保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>二．特約書第3条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した技術提供契約等。(上記八．に該当するものを除く。)</p> <p>政府開発援助契約等(「別紙2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)については、上記及びの規定並びに特約書第3条第6項にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。(契</p>	<p>る。(特約書第3条第5項)</p> <p>八．特約書第3条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した技術提供契約等。</p> <p>代金回収不能の信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。)をてん補する技術提供契約等は、次のとおりとする。</p> <p>イ．名簿上G S格、G A格、G E格又はE E格、若しくはE A格に格付けされている者を代金等の支払人とする技術提供契約等(契約金額が500億円以下のものに限る。)。ただし、当該技術提供契約等の代金等の支払人の格付が、名簿上G S格、G A格、G E格並びにE E格及びE A格以外に変更された以後に技術提供契約等(I L Cにより代金等が決済される場合を除く。)の変更がなされた場合における、増額に係る部分についてはこの限りではない。</p> <p>ロ．I L Cにより代金等が決済される技術提供契約等(契約金額が500億円以下のものに限る。)</p> <p>八．特約書第3条第6項第二号ロに該当するものうち、契約金額が50億円未満、かつ、ユーザンスが180日以内のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により、又は保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>二．特約書第3条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した技術提供契約等。(上記八．に該当するものを除く。)</p> <p>政府開発援助契約等(「別紙2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)については、上記及びの規定並びに特約書第3条第6項にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。(契</p>	
--	---	--

<p>約金額が 500 億円以下のものに限る。）</p> <p>イ. 「政府開発援助契約等」(1) 及び (12) については技術提供契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由(輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分 G に格付けされておらず名簿規程の事故管理区分に該当しない場合は、約款第 4 条第 11 号において「これらに準ずる者」とみなす。)</p> <p>ロ. 上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ILC スイッチ方式、トランスファー方式(本邦内のみで決済が完了するものに限る。)又は当該借款等の供与機関から技術提供者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第 4 条第 11 号の事由にあっては輸出契約等の相手方が名簿上 GS 格、GA 格又は GE 格に格付されている場合に限る</p> <p>(8) ~ (11) (略)</p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p> <p><u>附 則〔平成21年9月29日〕</u> <u>この改正は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。</u></p> <p>別紙 1 (略) 別紙 2 (略)</p>	<p>約金額が 500 億円以下のものに限る。）</p> <p>イ. 「政府開発援助契約等」1(1) 及び 2. については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由(輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分 G に格付けされておらず名簿規程の事故管理区分に該当しない場合は、約款第 4 条第 11 号において「これらに準ずる者」とみなす。)</p> <p>ロ. 上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ILC スイッチ方式又はトランスファー方式(本邦内のみで決済が完了するものに限る。)により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第 4 条第 11 号の事由にあっては輸出契約等の相手方が名簿上 GS 格、GA 格又は GE 格に格付されている場合に限る</p> <p>(8) ~ (11) (略)</p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p> <p>別紙 1 (略) 別紙 2 (略)</p>	
---	--	--